



学校運営協議会設置 Q&A

2021年3月22日現在

みらい 未来へつなぐ いま 現在を支える

CONNECT & SUPPORT

2022 ともに未来へ

新潟市教育委員会

コンテンツ

- Q 1 学校運営協議会制度導入の目的、ねらいは何ですか
- Q 2 コミュニティ・スクールの成果や課題は明らかになっていますか
- Q 3 学校運営協議会制度はどんな仕組みで、何を協議するのですか
- Q 4 学校運営の基本方針は、これまでの教育ビジョンと違うのですか
- Q 5 学校運営協議会の設置は、教職員の負担が増えないのでしょうか
- Q 6 「地域と学校は連携がうまく行われています！」が、学校運営協議会は必要ですか
(コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の関係)
- Q 7 モデル校の設置の対象校は決まっていますか？中学校区に設置するのですか？
- Q 8 学校運営協議会に法律上の権限は与えられているのですか
- Q 9 学校運営協議会と学校評議員会、学校関係者評価委員会、PTAの違いは？
- Q 10 コミュニティ・スクールの基盤となる「地域」の範囲はどう想定されていますか
- Q 11 コミュニティ・スクールにおける学校運営の責任者はだれですか
- Q 12 学校運営協議会の運営の改善を図る必要があるとは、どんな場合ですか
- Q 13 コミュニティ・スクールのCS事務員について、教えてください。
(CS事務員の職務と他職との区別)
- Q 14 学校運営協議会の委員の人数、構成に制限はありますか
- Q 15 学校運営協議会の委員の身分と与えられる義務について教えてください
- Q 16 学校運営協議会の委員に係る報酬制度はありますか
- Q 17 学校運営協議会委員が報酬を辞退する場合の手続きを教えてください
- Q 18 複数の学校間で特定の学校運営協議会委員が重複してもよいのですか
- Q 19 学校運営の基本方針を承認するって、どういうことですか
- Q 20 学校運営の基本方針が承認されない場合、どう対応しますか
- Q 21 教職員の任用に関する意見の申出が、人事に混乱を生じさせないでしょうか
- Q 22 教職員の任用に関する意見とは、どんな内容でしょうか
- Q 23 学校運営に係る評価や情報発信は学校運営協議会で行うのですか
- Q 24 年間を通じて、学校運営協議会はどの程度開催するのが理想ですか
- Q 25 年間のすべての会で「熟議」する必要はありますか
- Q 26 どのような内容で学校運営協議会合同会の開催を考えていますか。
- Q 27 学校運営協議会の開催に係る経費はありますか、どのように取り扱いますか
- Q 28 2022（令和4）年度から学校評議員制度はどうなりますか
- Q 29 2022（令和4）年度までのスケジュールを教えてください
- Q 30 2022（令和4）年度に向け、2021（令和3）年度に協議会を試行したいのですが
- Q 31 学校に事務局を設置すべきでしょうか
- Q 32 これまで学校で行っていた諸会議をスマートにできませんか

Q 1 学校運営協議会制度導入の目的、ねらいは何ですか

A 1 学校はこれまで、保護者や地域の方々のさまざまな意見を聞き取り、信頼される「地域に開かれた学校づくり」を進めていくことが求められていました。本市の学校は、学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくりを推進し、学校評議員制度や学校関係者評価委員会を通じ、学校の自己点検・評価を保護者や地域、関係機関の関係者から点検、評価いただく取組を行ってきました。

現在、急速な少子高齢化、人口減少、ICT化、グローバル化など、変化が激しく、常に、新たな未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代を迎えています。

このため、学校は、育成すべき資質や能力の具体の姿を明らかにし、新潟市教育ビジョン第4期実施計画の中心的な考え方のテーマである「これからの社会をたくましく生き抜く力の育成」に、保護者、地域、学校が一体となって取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、本市の学校は、学校運営協議会を設置し、地域と学校が支え合い、ともに成長し、活性化していく「地域とともにある学校」づくりに踏み出します。

学校運営協議会制度は、これまでの学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）の改正により導入されたものです。学校運営協議会を通じて、保護者や地域の委員が権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、保護者・地域・学校が一体となって、より良い教育の実現に取り組むことがこの制度のねらいです。また、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進めることで、地域全体の活性化も期待されます。

本市は、これから先、複雑化、多様化するであろう子どもを取り巻く環境※1や学校が抱える課題に対応していくため、地域と学校が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能である「地域とともにある学校※2」を目指します。そこで、学校運営の改善の取組を進めるとともに、「よりよい学校教育を通して、よりよい社会を創る」という理念を地域と学校が共有し、これまでの地域と学校の連携・協働した活動を深化、進展させ、子どもが未来の地域の担い手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」を実現させます。そのため、2022年度（令和4年度）に保護者や地域の委員が学校運営の基本方針や目標を共有し、「地域総がかり※3」（緻密で有機的なチームワーク）で子どもの成長を支える仕組みとなる学校運営協議会制度をすべての市立小中学校・中等教育学校・特別支援学校に導入します。

- ※1 想定される複雑化、多様化するであろう子どもを取り巻く環境
新型コロナウイルス感染拡大による新しい生活様式
Society5.0 グローバル化 人口減少（生産年齢人口の減少）の進行
児童虐待 貧困問題 地域コミュニティの希薄化
規範意識や社会性の低下 複雑化、多様化する学校課題に伴う教職員の負担
（出典：内閣府 HP、総務省 HP、文部科学省 HP、厚生労働省 HP、経済産業省 HP）

※2 本市の目指す「地域とともにある学校」の姿

地域総がかりの教育を実現する上で、これからの学校は「地域に開かれた学校」から一步踏み出し、「地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのか」という目標を保護者、地域、学校が共有し、一体となって子どもの成長を支える学校であり、次の3つの姿を実現する学校です。

1 「学校運営の基本方針」を共有している学校

保護者、地域、学校が子どもたちにどのような資質や能力を育むべきなのか、そしてどのような活動が必要なのかについて、ともに知恵を出し合い、肯定的で未来志向の話し合いを行い、目指すべき学校運営の基本方針を共有しています。

2 「社会に開かれた教育課程」を実現している学校

保護者、地域、学校が社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、学習内容を組織的かつ計画的に地域や社会とつなぐ学校の教育課程（「社会に開かれた教育課程」）をともに練り上げています。また、資質や能力が身に付いていく過程を見て、更新、改善しています。

これにより、子どもたちは学校で学んだことを活用し、地域の課題を地域の方々とともに考える姿や自ら問いを見つけ、よりよい解を見出そうと考え抜く姿がみられるようになっていきます。

3 「地域総がかり」で子どもの成長を支える体制のある学校

保護者、地域、学校が一体となって未来の担い手を育てるという理念を共有し、子どもの豊かな成長のために、それぞれが主体的に取り組んでいます。

※3 地域総がかり

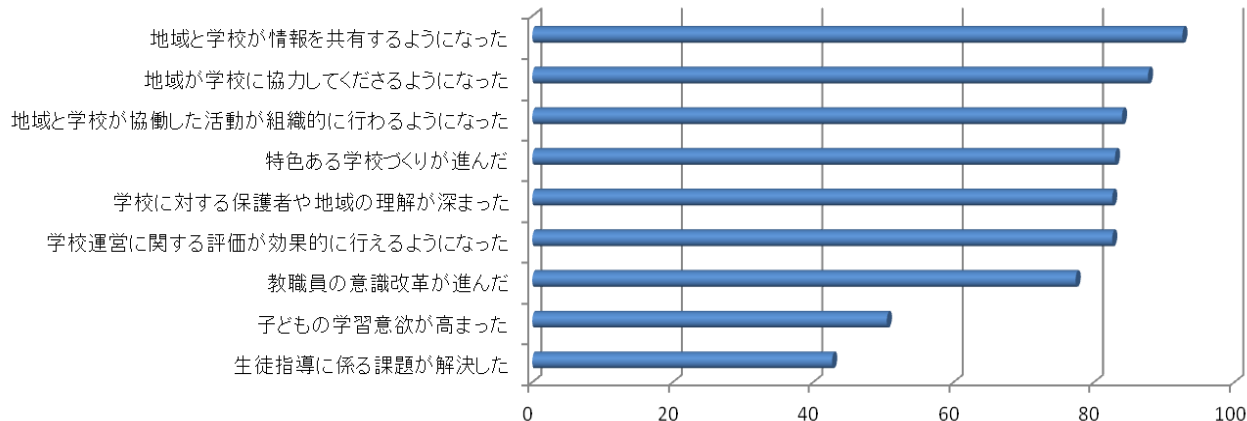
「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について 審議のまとめ」（文部科学省中央教育審議会平成27年12月）より

複雑化、多様化するであろう子どもを取り巻く環境や学校が抱える課題を解決していく観点から、学校は地域との連携・協働の重要性が指摘されている。また、山積する地域課題において、人口減、高齢化が進む地域だけでの解決は厳しくなることが予想され、子どもの未来の地域の担い手である自覚が求められている観点から、地域と学校の連携・協働体制を深化、進展させる重要性が指摘されている。こうしたことから、学校は「地域とともにある学校」を目指し、共通の目標をもち、互いの役割について責任を果たしながら、一体となって子ども、地域の豊かな未来を実現していかなければならない。

Q2 コミュニティ・スクール（CS）の成果や課題は明らかになっていますか

A2 文部科学省がコミュニティ・スクール（以下、CS）を平成17年度に導入して以来、15年が経過し、全国には7,601校（2019年10月現在）がCSとして学校運営協議会を設置しています。この先進校における学校運営協議会（以下、協議会）の成果は、次のとおり文部科学省がホームページ等に掲載しています。

※「CS推進に関する教育委員会及び学校の取組の成果検証に係る調査研究報告書」（H24.3）

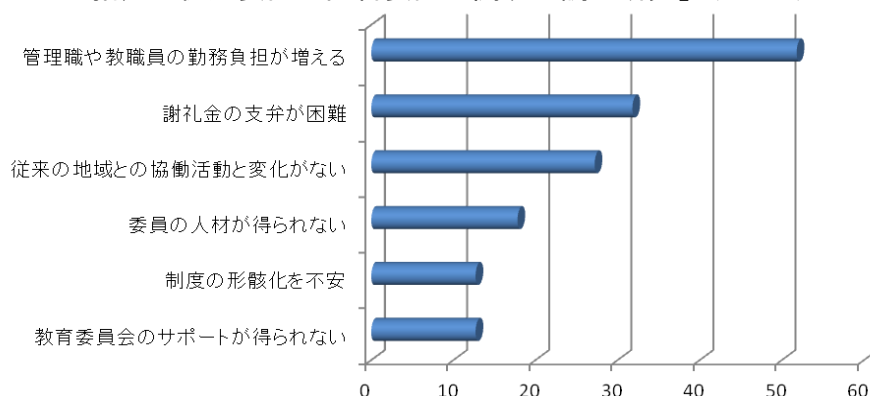


※全国CSフォーラム事例発表（H23～R1）

- ・地域行事に参加する子どもが増加し、地域の方々とのふれあいにより、自己肯定感が高まり、地域と学校の一体感が生まれている。（北海道中学校）
- ・地域での子どもの迷惑行為を、地域の問題として考えるようになり、学校への苦情が減少し、地域総がかりで子どもを支えるようになった。（岡山県中学校）
- ・目標、情報、活動を共有すると、関係者の当事者意識が高まった。取組全体が見え、教育活動に地域が参加しやすい環境をつくれるようになった。（長野県小学校）
- ・保護者や地域の方々や教職員の会話の機会が増え、学校に対する困難な要望が減少した。（佐賀県小学校）
- ・地域の方々には、これまで培った経験を教育活動に発揮し、子どもや教職員に喜ばれ、自己有用感をもつきっかけになっている。（山口県小学校）
- ・地域の方々には、子どもの成長に触れる機会が増え、身近な子どもの笑顔に元気づけられ、生きがいを感じている。（秋田県小学校）
- ・保護者は、地域の方々から子どもが支えられていることを実感し、安心感を持つとともに、地域の一員としての所属感を高めている。（秋田県中学校）
- ・説明責任を果たすことが必要なため、校長、教職員の意識が高まった。（上越市中学校）
- ・地域への説明責任を果たすことが必要なことから、誰にでも分かりやすく、教職員も動きやすい基本方針を作成することができた。（福岡県小学校）
- ・CSとなって数年経った学校が生み出す広がり（京都市教委）
 - ∴学校支援ボランティアの広がり（登下校指導、図書館、授業）
 - ∴学校の理解者の広がり（学校に必要なこと、学校の将来、学校評価）
 - ∴学校を誇りにする人たちの広がり
 - 学校が好きな地域の方々→学校が好きな保護者→学校が好きな子ども
 - 学校が好きな子どもは学力が高い
 - 地域の人どうしが仲良く→地域の人と保護者が仲良く

また、文部科学省は先進校における調査から課題があることも把握しています。

※「CS指定の促進要因と阻害要因に関する調査研究」(H26.3)



※参考 CS 関連 web ページに掲載されている課題

- ・ 恣意的な発言があり、総意とできず、合意形成できない。
- ・ 学校が抱える課題に理解は得られるが、方策には共感していただけない。
- ・ 少数派意見が協議会に届かない、また大切に扱わない風潮が生まれてきた。
- ・ 辛口意見が減少してしまう。「学校応援団」から「地域の未来を創る集団」に成熟しない。

新潟市はCSを導入するに当たり、こうした想定される課題に対し、次のとおり対応します。

○各協議会にCS事務員を1名配置します。※Q13参照

CS事務員は、案内や資料の作成及び発送、記録を担います。

保護者、地域の方々に当事者意識をもっていただくため、学校は協議会の情報公開を積極的に行ってください。

○各区にCS相談員（指導主事）を1名配置します。

校長の求めに応じ、校長や協議会の相談に応じます。

○市民に向け、CSの仕組みをお知らせします。

教育委員会はHPや市民向け広報媒体を活用し、保護者、地域の方々に向け、仕組みについてお知らせします。学校はPTA総会等を活用し、事前にお知らせください。

○学校における諸会議と統合できるよう柔軟に対応します。

これまで、保護者、地域、関係の皆さまからご意見をいただきながら学校運営に臨んでこられました。今後、それぞれの会議の内容を協議会の議題とするなど創意工夫して、負担軽減に取り組んでください。また、委員の皆さまからも、負担軽減を視野に入れた発想からご意見をいただきたいと考えています。

○協議会の運営について、保護者、地域に向けて情報提供を行います。

CSにおいて全国的な課題とされている学校運営協議会の形骸化、地域の方々の参画の偏り、継続的な取組をすすめるための支援不足などの課題に対する各モデル校の効果的な実践例などお知らせしていきます。

〔 経験者が語る学校運営協議会の必要性 〕



(保護者)

なぜ、学校運営協議会制度が必要なのでしょう？



(委員 学校支援者、地域の方々)

これからの学校は、猛烈なスピードで変化する社会をしっかりと見つめ、子どもたちの未来を見据えた教育活動を展開できる教育課程に着実に取り組んでいくことがとっても重要です。ね。「社会に開かれた教育課程」という言葉をよく耳にするようになりました。学校が社会との接点と多様な人とのつながりを保ちながら、学びを進める環境の準備に必死になっていたわけが分かりました。

この「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、今後は、保護者、地域の方々との課題を共有し、未来に生きる子どものために「〇〇〇〇」という共通の目標をもち、同じ思いをもちながら生活していくことの重要性も分かりました。学校運営協議会はとっても有効ですね。



(委員 校長)

これからは、学校評議員会などのご意見をいただくだけでなく、保護者、地域、学校が一体となる「地域とともにある学校」が必要だと考えていました。「仲良く」はもちろんです。が、それぞれの立場における明確な役割と責任を果たし、補完し合うことで「緻密で有機的なチームワーク」がつくられ、子どもにも、地域にも、学校にも良い結果が得られるようになりました。学校運営協議会は、学校運営について当事者意識をもった委員が議論を交わし、チームワークを練り上げ、「地域総がかり」で子どもの成長を支える体制をつくる絶好の機会になりました。



(委員 コミュニティ協議会 教育担当部長)

学校運営協議会を機会に地域と学校が一段と連携・協働するようになりましたねえ。地域の方々が子どもの未来、地域の未来のために「〇〇〇〇」という目標をもち、学校の教育活動に参加し始め、地域コミュニティが活性化したように感じています。また、子どもが地域に関心をもつようになりました。地域は学校を誇りに思うようになり、また、子どもが地域を自慢にするようになるなど、学校運営協議会は「学校を核にした地域づくり」へのうねりをつくりだしてくれました。

Q 3 学校運営協議会制度はどんな仕組みで、何を協議するのですか

A 3 学校運営協議会制度は保護者、地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。

教育委員会から任命された委員は、一定の権限と責任の下、学校運営の基本方針の承認や教育活動、将来の地域を担う子どもの育成について、その他、校長が必要と認める事項について、互いの意見を尊重し合い、「熟慮」と「議論」（以下、「熟議」）を重ねて課題解決を目指し、知恵を出し合う肯定的で未来志向の話し合いを行います。

この意見を学校運営に反映させ、目指すところを対等な立場で共有することで、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を効果的かつ計画的に進めることができます。

Q 4 学校運営の基本方針は、これまでの学校教育ビジョンと違うのですか

A 4 これまで同様、教職員間で合意形成され、適切で確実な裏付けと根拠に加え、校長の経営理念が盛り込まれた学校教育ビジョンです。ただし、今後はCSにより、さらに協議会における地域の思い、願いが反映された学校教育ビジョンである必要があります。また、誰にでも見やすい表記や分かりやすい説明であることも大変重要です。

校長は、学校教育ビジョンの作成に当たり、地域が抱えている課題やそのうち学校が担うべき課題、また、学校で育まれているはずの子どもの力が地域でどんな形で発揮されているのかなどの情報収集に努めてください。

また、次の調査から、保護者、地域は学校運営について理解されていない方が多いことが分かります。教育目標や重点目標、育む資質・能力を保護者や地域に示していたとするのは学校側の一時的な意見でもあるのです。委員からの情報伝達に頼ることなく、紙面配付以外の方策について検討してください。

※全国学力学習状況調査（全国抽出保護者対象調査）H25、H29		国立教育政策研究所	
保護者は学校の教育目標を知っている			
<小6>	H25：59.4	H29：56.7	<中3> H25：50.6 H29：51.5
保護者は教育目標達成に向けた方策を共感できる			
<小6>	H25：38.3	H29：41.3	<中3> H25：30.0 H29：35.9

これからの社会において、保護者や地域の参画が必要であるものの、全国学力・学習状況調査の保護者対象の調査結果からは、保護者の目線は学校に向いておらず、学校に対する協力意識が低いことが分かります。裏返せば、教育目標も方策も知らない保護者のうち「教育は学校に任せる、教育は学校がやること」と認識されている方も少なからず存在すると推測されます。また、協働活動の側面から見ると、地域と連携した事業が進んでいるものの、活動に参画する態度は「子どもを育てる」意識よりも、「学校に求められたから」という意識で支援いただいている方もおられると推測されます。こうした状況における協働活動は、しだいに形骸化され、負担感を生み出す悪循環となります。

変化を予測できないこれからの時代だからこそ、保護者や地域の方々が、学校とともに未来の地域の担い手である子どもを育ていこうとする当事者意識をもち、「地域総がかり」で成長を支えていく必要があります。このために、地域の思い、願いを反映させた学校教育ビジョン（学校運営の基本方針）を作成し、ともに共有していくことが求められています。

Q 5 学校運営協議会の設置は、教職員の負担が増えないのでしょうか

A 5 協議会の運営が軌道に乗るまでには、一定程度の稼働が必要となることから、一時的に負担が増えることも見込まれます。

しかし、その後は、学校運営に関する機能が協議会の仕組みに組み込まれることから、学校評議員会や学校関係者評価委員会を協議会に統合したり、緊急事案や想定外の協議題について改めて会議体を起こす必要がなかったり、また、「次の会議の参加者は誰で…」などの煩瑣だった事務作業が軽減されたり、校長が同じ内容の説明を繰り返す時間が削減されたりするなど、負担の増加は抑えられるようになります。

協議会が成熟すると、目的の共有の上で保護者、地域、学校が適切に役割分担され、教職員の負担が増えることにはつながらないと考えています。

Q6 「地域と学校は連携がうまく行われています！」が、学校運営協議会は必要ですか
(CSと地域と学校パートナーシップ事業の関係)

A6 社会的な課題や、学校を取り巻く複雑化、困難化などの課題に適切に対応するためには、地域と学校がパートナーとして「地域総がかり」で対応することが求められています。そのためには、地域の方々と学校が連携・協働するための組織的、継続的な仕組みが必要不可欠です。

本市では地域と学校パートナーシップ事業の推進により、大きな成果を上げてきました。一方で、恒例化した活動が散見されているという声が届くようになってきました。

そこで、地域の方々の協力による連携・協働をより効果的、継続的に実施するため、保護者、地域が学校と一体となって地域の子どもの成長を支える、その当事者としての意識を高めていただくとともに、目標を共有し、それぞれの立場が方向性を同じくして、これまでの連携・協働を深化、進展させることが求められています。

さらに校長は、学校教育ビジョン(学校運営の基本方針)はもとより、地域の方々に現状や課題を的確に示し、そのための方策を共有し、ともに熟議を交わしていくことが求められています。

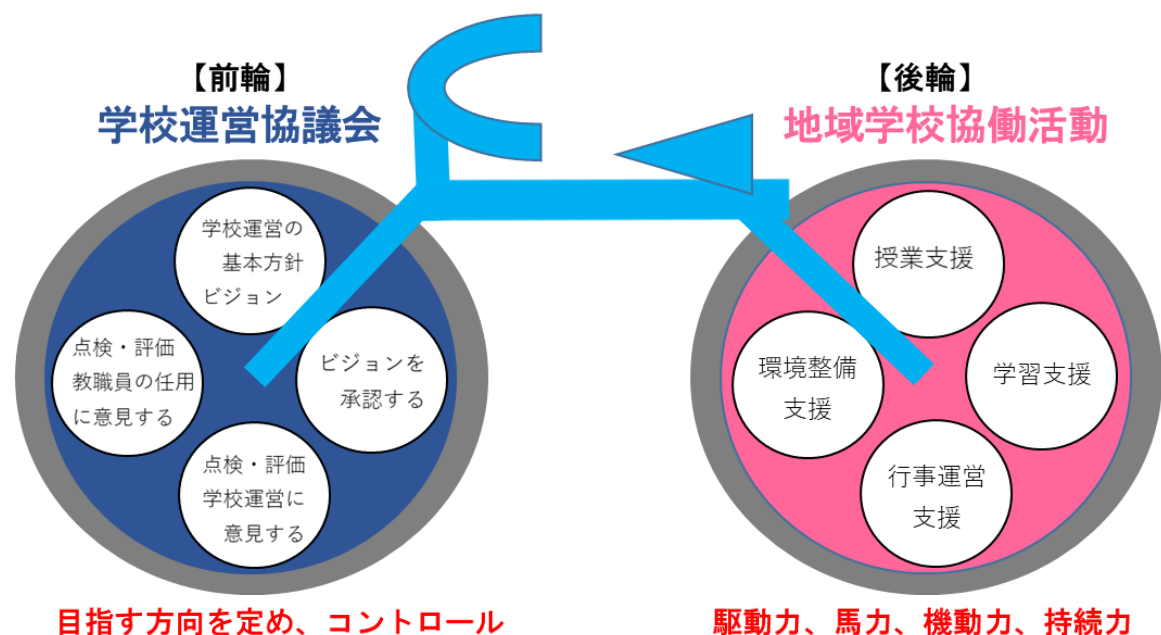
CSとして協議会を設置し、これまでの活動を見直し、あらためてビジョンに対する意味づけを行ったり、ビジョンの実現に向けた方向性を明らかにすることなどを協議します。協議会の結果を受け、学校の教育活動として、地域と学校パートナーシップ事業として具現化を図ってください。

○学校運営協議会は、目標やビジョン、目指す姿を共有し、舵取りする役割

○地域と学校パートナーシップ事業(以下、地域学校協働活動という。)は、目標やビジョン、目指す姿を共有し、実現を支える役割

自転車に例えると、前輪は学校運営協議会、後輪は地域学校協働活動です。

学校運営協議会は学校経営方針を審議し、目標を共有することです。この目標を踏まえ、地域学校協働活動でより強力に協働することになります。



Q 7 モデル校の設置の対象校は決まっていますか？中学校区に設置するのですか？

A 7 2020（令和2）年度からの2か年のモデル校4区12校による先行実施からスタートし、2121（令和3）年度から1か年の残り4区10校の実践を検証し、2022（令和4）年度に市立小中学校・中等教育学校・特別支援学校165校をCSとし協議会を設置します。教育委員会は、この実践を通して幼稚園、高校への導入の必要性について検討を進める予定です。

モデル校は各区それぞれ一つの中学校区の学校が対象となり、それぞれの学校に学校運営協議会を設置します。モデル校を中学校区としているのは、地域の思いがそれぞれの学校教育ビジョンに反映することが必要なためです。

協議内容によって、複数校による協議会の合同開催が必要な場合、中学校区の学校間や隣接する学校間で学校運営協議会合同会として開催してください。（内容についてはQ26参照）

Q 8 協議会に法律上の権限は与えられているのですか

A 8 地教法第47条の5の規定に基づき、協議会に以下の権限が与えられています。

- 1 協議会は、校長が作成した学校の運営に関する教育課程の編成や基本的な方針を承認することができる。
- 2 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会または校長に対して、意見を述べることができる。
- 3 協議会は、学校の教職員の任用に関する事項について、教育委員会規則で定める範囲で教育委員会に対して意見を述べることができ、教育委員会は、その意見を尊重するものとする。

このように、CSにおいては、学校運営の基盤である教育課程や教職員配置について、保護者や地域の方々が責任と権限をもって意見を述べるのが制度的に保証され、その意見を踏まえた学校運営が進められることとなります。

Q 9 学校運営協議会と学校評議員会、学校関係者評価委員会、PTAの違いは？

A 9 協議会は、合議制の機関であり、法律に基づいて、学校運営、教職員配置について関与する一定の権限が付与されており、校長は協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施することになります。

一方、学校評議員会は、学校教育法施行規則第49条に基づき、校長の求めに応じて、個人としての立場で学校運営に関する意見を述べるものです。学校関係者評価委員会は、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条、第67条に基づき、目標や計画に照らし、その達成状況や達成に向けた取組の適切さを評価し、その結果について評価するものです。ここでの意見を学校教育ビジョン（学校運営の基本方針）に採り入れるかは、制度上校長次第であり、校長や教育委員会の学校運営に関して権限をもって直接関与したり、拘束力のある決定を行ったりするものではありません。

このように学校評議員会や学校関係者評価委員会は、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、協議会は、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関であり、意見の反映について、その役割は異なります。本市においては、CSの導入に伴い、学校評議員会及び学校関係者評価委員会は協議会を以て行われるものとします。

またPTAは、学校及び家庭における教育の理解と振興、児童生徒の学校外における生活指導などの社会教育活動を目的とする社会教育団体として、学校と家庭、地域をつなぐ重要な役割をもち、学校の教育活動に協力を行うもので、協議会とは異なります。PTA役員が協議会に委員として参画することを通じ、学校運営にPTAの意向を反映させたり、協議会がその活動にPTAの協力を求めるなど、互いに補完し合いながら、家庭、地域、学校の連携をより一層密にすることが期待されるところです。

Q10 CSの基盤となる「地域」の範囲はどう想定されていますか

A10 「地域とともにある学校」の趣旨に照らせば、一般的に各学校の通学区域の範囲が想定されます。ただし、特別支援学校や中等教育学校後期課程、高等学校においては、教育活動に係るつながりやネットワーク圏内を考えています。

Q11 CSにおける学校運営の責任者はだれですか

A11 協議会は、学校教育ビジョン（教育目標や学校運営の基本方針）を熟慮した上で承認を行うことにより、学校運営に関与するものです。学校運営はこれまでどおり校長の権限と責任で行われます。CSにおいても学校運営の責任者は校長であることは言うまでもありません。

Q12 協議会の運営の改善を図る必要があるとは、どんな場合ですか

A12 運営の改善を図る必要があるとは、具体的には次のような状態を想定しています。

- ・委員同士の意見が対立し、協議会としての意思形成が行えない状態
- ・協議会と校長の方針が著しく対立し、その結果、円滑に行われるべき学校運営に支障が生じている状態
- ・協議会としての活動実績が認められない状態

以上のように、学校運営に支障が生じていたり、将来的に支障が生じる恐れが強いと認められたりする状態に至る場合、教育委員会は、校長と連携して、必要な指導・助言を行ったり、一部の委員を交替させたりするなど、学校運営の支障を取り除き、その運営改善に努めます。



Q13 コミュニティ・スクールのCS事務員について、教えてください

A13 CSの導入に当たり、学校運営協議会の事務作業を担うCS事務員を各学校に配置します。

CS事務員は、校長の推薦により教育委員会が任命します。

CS事務員の立場は、有償ボランティアです。

CS事務員は、地域教育コーディネーターと協議会の委員を兼務することは可能です。(下記参照)

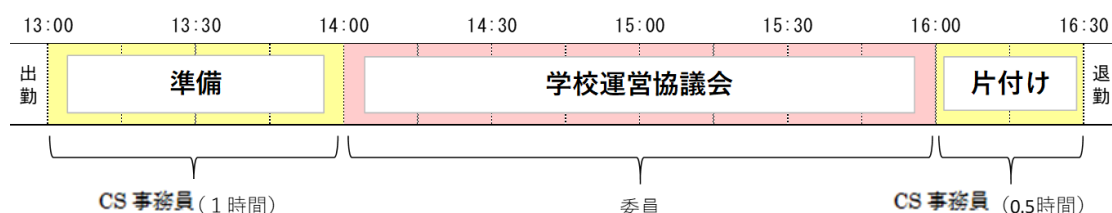
なお、CS事務員に係る報告書や報償費については、別途お知らせします。

■CS事務員の職務と他職との区別

○CS事務員と協議会委員を兼務の場合

協議会の時間は、立場は委員です。協議会では意見できる立場ですので、協議中の記録業務を行っていても委員として参加してください。

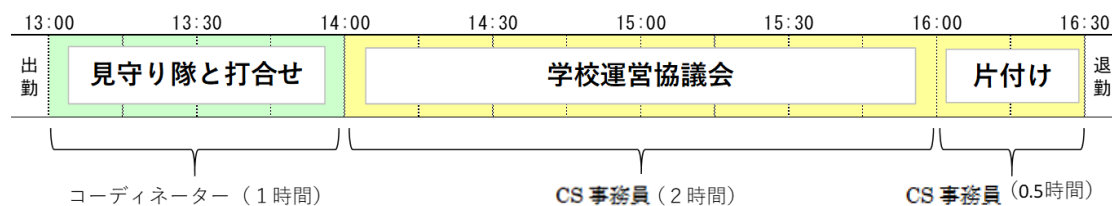
【勤務イメージ】 ※この場合、CS事務員の勤務時間は1.5時間です



○CS事務員と地域教育コーディネーターを兼務の場合

協議会の時間は、立場はCS事務員です。協議会の運営に係るCS事務員としての業務時間、内容と地域教育コーディネーターとしての業務時間、内容を明確に区別し、業務日誌等に明記してください。

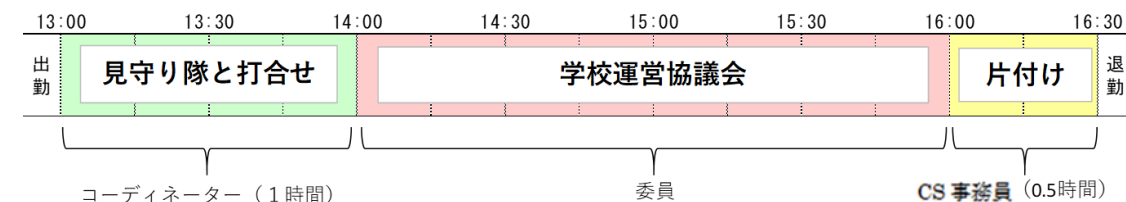
【勤務イメージ】 ※この場合の勤務時間は、CS事務員が2.5時間、コーディネーターが1時間です



○CS事務員と協議会委員と地域教育コーディネーターを兼務の場合

協議会の時間は、立場は委員です。協議会では意見できる立場ですので、協議中の記録業務を行っていても委員として参加してください。協議会の運営に係るCS事務員としての業務時間、内容と地域教育コーディネーターとしての業務時間、内容を明確に区別し、業務日誌等に明記してください。

【勤務イメージ】 ※この場合の勤務時間は、CS事務員が0.5時間、コーディネーターが1時間です



Q14 協議会の委員の人数、構成に制限はありますか

A14 新潟市では、次の状況を鑑み、最大15名としています。

- ・学校規模等を考慮し、当該地域の方々や保護者等の意向を十分に反映できると考えられる人数であること。
- ・協議ごとに必要な委員の参加を得られる程度の人数であること。
- ・実質的で活発な討議を通じて協議会としての一定の方向性を決定できる適正な人数であること。

また、委員の構成は法律上、必ず保護者、地域の方々が含まれますが、学校運営上、校長が必要と認める場合を考慮し、次の者を対象者とします。

- ・学識経験を有する者
- ・教育委員会が適当と認める者
- ・校長及び担当教職員

さらに、協議会の内容によっては、児童生徒や関係者から意見を述べてもらう機会をつくるなどの工夫も可能です。また、担当部会をつくった上、担当ごとの活動を認めることが協議会の活性化を図ることにつながります。

なお、協議会は教職員の任用に関する意見ができるなど、学校の管理運営に一定の権限をもって関与している機関であることから、児童生徒を委員として参画させることはできません。

Q15 協議会委員の身分と与えられる義務について教えてください

A15 協議会委員は、一定の権限をもって学校運営に参画しているため、地方公務員法上の非常勤特別職職員として、教育委員会から任命されることとなります。

委員は協議を通じて、児童生徒の個人情報や職員の人事等に関する情報をその職務上知り得る可能性があることから、それらの情報については、一般の公務員と同様に委員の任期中及び任期終了後も秘密とする義務を負います。

Q16 協議会委員に係る報酬はありますか

A16 現在、協議会委員には報酬を予定していません。詳細は、委員に後日お知らせします。

Q17 協議会委員が報酬を辞退する場合の手続きを教えてください

A17 校長、教職員などを除く委員は、報酬を受けることができます。報酬を受ける場合、所定の振込先口座欄（様式第2号「学校運営協議会に係る承諾書（裏面）」）及び「個人番号利用目的通知書」に必要事項をご記入の上、提出していただきます。

もし、報酬を辞退する場合、様式第3号「学校運営協議会委員に係る報酬の辞退について」をご提出いただきます。様式第2号「学校運営協議会に係る承諾書」の裏面の振込先口座欄には記入の必要はありません。「個人番号利用目的通知書」の提出も必要ありません。

Q18 複数の学校間で特定の学校運営協議会委員が重複してもよいのですか

A18 中学校区のそれぞれの学校で委員に選出される場合が想定されます。次のとおり対応してください。

- ・ある個人の複数学校の委員の重複を認めます。その場合、報酬の辞退の必要はありません。
- ・コミ協等、地域の代表は委員となる確率は極めて高いため、複数学校で兼任いただくこととなります。しかし、負担になる恐れもありますので、事前に依頼はコミ協等の会長職に充てるのか、または、コミ協等の会長から選出していただくのか、さらにまた、組織改編時に学校の担当を新設してもらうなど相談しましょう。

Q19 学校運営の基本方針の承認までの流れを教えてください

A19 校長は、学校運営の基本方針を作成し、協議会に承認を得ることが必要なことから説明責任が求められます。

設置初年度は、第1回の協議会で説明し、承認を得ます。また、年間の協議会における熟議を通じ、翌年度の基本方針に求められる方向性をくみ取り、最終の協議会において、翌年度の基本方針の承認を得ます。以降、年度初めに基本方針の確認、年度末に翌年度の基本方針の承認を得るという流れになります。

協議会は、承認することを通じ、「育てたい子どもの姿」や「目指す学校像」等に関する学校運営のビジョンを共有します。協議会委員の意向を学校運営に反映させることで、地域の方々が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まり、学校運営の責任者である校長を支え、学校を応援することにつながります。

Q20 学校運営の基本方針が承認されない場合、どう対応しますか

A20 協議会と校長の意見が異なり、校長が策定した基本方針について承認を得られない場合、校長と協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めなければなりません。協議会の運営が著しく適正を欠いていることを理由に承認を得られない場合、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができます。こうした状況が継続する場合、教育委員会が解散を含めた必要な措置を行います。

Q21 教職員の任用に関する意見の申出が、人事に混乱を生じさせないでしょうか

A21 意見は、学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から述べられるものです。意見は、新潟市学校運営協議会規則第13条に校長が作成した学校運営の基本方針を後押しするものと定めており、かつ、学校運営協議会は合議制の機関のため、個人の意見が尊重されるものではありません。

また、採用、転任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分については対象とはなりません。したがって、人事に混乱が生じることはありません。

提出された意見を基に該当課により対応について検討します。

Q22 教職員の任用に関する意見とは、どんな内容でしょうか

A22 特定の教職員に係る内容は除き、承認された校長の学校運営の基本方針を実現するために求める意見です。学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な校内体制の整備・充実が図られるなどの意義が考えられます。

また、教職員の任用に関する意見を取りまとめる時期を考慮し、計画的に開催してください。

次のような要望を想定しています。

- ・地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教員の配置を要望
- ・個別指導が必要な生徒が複数学年にいるので、支援員の複数配置を要望

Q23 学校運営に係る評価や情報発信は学校運営協議会で行うのですか

A23 協議会は、法律に基づき、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限が付与されていますので、協議会を通じて点検、評価が行われます。なお、CSの理念から、学校運営についての評価及び改善の方策を議論することはもちろん、協議会の内容や結果は保護者、地域への公表が求められています。

Q24 年間を通じて、学校運営協議会はどの程度開催するのが理想ですか

A24 協議会は年間3～4回開催してください。

校長先生は別冊「校長用CS導入ガイドブック」20Pを参照してください。

Q25 年間のすべての会で「熟議」する必要はありますか

A25 熟慮と議論を重ねる「熟議」は、説明に対する個別の対応とは異なり、的確な課題把握と共有、そして課題解決に向けて多くの意見を引き出すことができます。また、互いの立場や果たすべき役割への理解が深まり、役割に応じた解決策が洗練され、納得して役割を果たすようになる効果があります。また、「熟議」による知恵の出し合い、肯定的で未来志向の話し合いは、委員個人が当事者意識を高く保ち続けることにつながり、協議会の形骸化を防ぐ策ともなります。

学校が抱える課題が明らかになった場面や委員の入れ替わる時期などにおいては、積極的に「熟議」の場面を設定してください。想定されるテーマは次のとおりです。

- ・子どもがどう育ってほしいか。
- ・携帯、SNSの取り扱いについて。
- ・地域の力を子どもの教育にどう活かすか。
- ・地域に貢献できることは何か。
- ・効果的な家庭学習はどうあるべきか。

Q26 小中学校など、協議会を一緒に開催してもいいのですか

A26 複数の協議会が一緒に協議する場を合同会としています。中学校区での学校間による開催や隣接した学校間など、協議内容に応じた学校同士で開催してください。導入から当面の先導役は校長同士が調整して開催し、校長は、いずれは会長を中心に行えるよう助言してください。

「どのような子どもを育てていくのか」、「地域で何を実現していくのか」など目標やビジョンの共有を図ってください。例えば、これまでの小中学校が合同で開催して

いた会議を「中学校区学校運営協議会合同会」として開催するのもアイデアの一つです。また、「いじめ防止全校集会」などの活動を視察し合い、地域全体で子どもをいじめから守る取組を共有するなど、柔軟にマネジメントしてください。

委員以外に協議の内容に応じた関係者の参加を依頼するなど、より合理的で効果的な開催に努めてください。さらに、例えば「学校保健委員会」と「いじめ防止全校集会」を同日開催し、担当ごとに別会場で行った後に全体会で方針を共有するなど、校長のアイデアとマネジメントによって、効率的な諸会議の開催が可能です。

Q27 学校運営協議会の開催に係る経費はありますか、どのように取り扱いますか

A27 協議会の開催に係る経費（金額、支払対象・方法）は、別途お知らせします。

Q28 2022（令和4）年度から学校評議員制度はどうなりますか

A28 いわゆる学校評議員会は学校運営協議会に代わります。2020（令和2）年度から、CSとして、これまで学校評議員会で行っていた内容を学校運営協議会で協議していきます。

Q29 2022（令和4）年度までのスケジュールを教えてください

A29 2020（令和2）年度から北区、東区、中央区、南区の4中学校区12校で2年間のモデル実施を行います。モデル校では、年度当初からの導入に当たり、約半年ほどの準備を進めてきました。

また、2021（令和3）年度から江南区、秋葉区、西区、西蒲区の4中学校区の学校で1年間のモデル実施を行います。

Q30 2022（令和4）年度に向け、2021（令和3）年度に協議会を試行したいのですが

A30 令和2年3月31日付け、新教総第783号、新学支第1738号「学校評議員、学校運営協議会委員等の名簿の提出について」でお知らせのとおり、2020（令和2）年4月1日付けで「新潟市学校運営協議会規則」が施行されることとともに、「新潟市立学校 学校評議員設置要綱」が改正されました。これまで、学校においては5名以内の学校評議員からご意見をいただいていたことが、2020（令和2）年度からは学校評議員を13名以内に増員できることになっています。（学校運営協議会は、校長、地域連携担当教職員の2名を含め15名以内の委員で組織します。）

学校は、評議員を増員した学校評議員会により、学校運営協議会の役割でもある、学校運営の多面的な点検、評価、改善の方策についてご意見をいただくことが可能となりました。これにより、学校評議員会から2022（令和4）年度実施の学校運営協議会への円滑な移行ができることと考えています。

Q31 学校に事務局を設置すべきでしょうか

A31 学校運営協議会においては、学校事務局を置いていません。協議会で必要であれば組織してください。ただし、事務局としての業務を精選し、負担のないように配慮ください。

教頭は従前の学校評議員制度でも同じように、学校内、校外（保護者、地域）のすべての情報を集約していることから、協議会の運営にとって重要な立場です。地域連携担当教職員と教頭の役割分担を定め、協議会にとって、学校運営にとって、地域にとって、あらゆる場面にとって互いの立場が有効に働くよう努めてください。

※教頭は協議会の委員（有識者取り扱い（学校関係者））になることは可能です。

Q32 これまで学校で行っていた諸会議をスマートに整理できませんか

A32 これまでの諸会議の設置要綱を確認してください。

多くの諸会議は保護者、地域の方々、関係機関で構成されています。学校運営協議会も同様に保護者、地域の方々、関係機関の委員がかさなっているようであれば、学校運営協議会の協議題として構いません。

積極的にマネジメントを進めてください。（ガイドブック 21P 参照）

例えば、PS 事業推進委員会、ふれあい S 運営委員会などの諸会議は、自校の教育ビジョンの内容を受けて熟議することが極めて重要です。学校運営協議会の協議題に活用するなど、学校の諸会議のスリム化を図ってください。